

令和5年度 「風さやか」 広報・PR業務委託公募要領

1 趣 旨

この要領は、「風さやか」広報・PR業務の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 委託する業務の概要

(1) 業務

「風さやか」広報・PR業務

(2) 業務内容

ア 実施時期 令和5年7月～令和6年3月

イ 内 容

県民及び県内外の実需者及び消費者を対象に、「風さやか」のおいしさや特徴を広く発信するための広報・PR活動を行う。詳細は、別添の「風さやか」広報・PR業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

なお、委託業務内容は、打ち合せの中で変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約の日から令和6年3月11日(月)まで

(4) 費用

業務遂行に要する諸費用は全て委託候補者の負担とする。

(5) 委託契約書（案）

別紙のとおり

3 委託概算額

2,420,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む(注)）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の10を乗じて得た額。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、その他法人又は法人以外の団体等であって「風さやか」広報・PR業務を的確に遂行するに足りる能力を有していること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 県税に滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できる者。

5 公募型プロポーザル説明会について

- (1) ホームページでの告知 令和 5 年 5 月 25 日（木）
- (2) プロポーザル説明会
日 時 令和 5 年 6 月 2 日（金）10：30～11：30
場 所 長野県議会棟 4 階 401 号室

6 公募型プロポーザルへの参加申込み

以下の手順により提出するものとする。

なお、参加申込みを表明した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

また、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担とする。

- (1) 提出書類及び添付書類
 - ア 「公募型プロポーザル参加申込書」（様式第 1 号）
 - イ 「応募資格等説明書」（様式第 2 号）
 - ウ 定款又は寄附行為（写し可）
 - エ 登記簿又は履歴事項全部証明書（写し可）
- (2) 提出部数：1 部
- (3) 提出方法：持参又は郵送により提出
- (4) 提出場所：長野県農政部農業技術課内「風さやか」推進協議会事務局（連絡先は、12「提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先」を参照）
- (5) 提出期限：令和 5 年 6 月 8 日（木）正午
- (6) 参加資格の合否決定：令和 5 年 6 月 9 日（金）午後
※合否結果は口頭（電話）で連絡する。

7 質問の受付

本件に関する質問については、メール又は F A X にて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員に関する質問は受け付けしない。質問及び回答については、公募型プロポーザル参加者（全社）に対してメールにて公表する。（別添スケジュール表を確認）

期間：（質問受付）令和 5 年 6 月 12 日（月）～6 月 13 日（火）正午まで
（質問解答）令和 5 年 6 月 15 日（木）

問い合わせ先：「風さやか」推進協議会事務局（農政部農業技術課農産振興係内）

F A X：026-235-8392

E-mail：kazesayaka@pref.nagano.lg.jp

8 企画提案書等の提出

以下の手順により提出するものとする。

(1) 提出書類及び添付書類

ア 提案書進達鑑（様式第3号）

イ 企画提案書（A4サイズ、様式任意）

別添仕様書中「3 委託業務の内容」の項目ごとに提案を記載すること。また、各ページにはページ番号及び提案者名を記載すること。

ウ 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ）（様式任意）

エ 業務に携わる体制等が分かる資料

オ 経費見積の積算が分かる資料

(2) 提出部数：8部

(3) 提出方法：持参又は郵送により提出

(4) 提出場所：6の(4)に同じ

(5) 提出期限：令和5年7月3日（水）17時（必着）

(6) 留意事項

ア 提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

イ 提出された提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

なお、提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になる。

(7) 提出後の書類の取扱いについて

提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

9 「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会

委託候補者の選定は、「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会において行う。

審査会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき提案の内容を総合的に評価し、選定を行う。

(1) プレゼンテーションについて

ア 日時 令和5年7月7日（金）14時～17時（予定）

（詳細は7月5日（水）に連絡する。）

イ 場所 長野合同庁舎 本館504号会議室（予定）

ウ 企画提案の所要時間：プレゼンテーション15分、選定委員による質疑応答5分

エ 注意事項：Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出する。なお、パソコンについては、参加者で用意する。

(2) 委託候補者の選定

プレゼンテーション及び提案書の内容、運営能力などについて評価し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、委託候補者とする。

※選定結果は、別途文書で通知する。

- (3) 提案書の評価基準
 - ア 提案内容の妥当性
 - イ 実施体制
 - ウ 成果の訴求力
 - エ 業務履行の確実性

10 委託契約についての留意点等

(1) 委託契約の締結

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について農業技術課内の事務局と打合せを行う。細部が決定した時点で委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払を行う。

(3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額する。

(4) その他

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である「風さやか」推進協議会に帰属する。

11 事業報告等について

(1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。

(2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分すること。必要に応じて、事業実施中に検査を行う場合がある。

12 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県農政部農業技術課内 「風さやか」推進協議会事務局

電 話 026-235-7221（直通）

F A X 026-235-8392

E-mail kazesayaka@pref.nagano.lg.jp

担 当 小船井（事務局長） 加藤（担当）